

V 藤女子大学日本語・日本文学会規約

- 第 1 条 本会は藤女子大学日本語・日本文学会と称する。
- 第 2 条 本会は次のメンバーによって構成する。
- ①藤女子大学日本語・日本文学科の教職員、学生
 - ②本学他学科の教職員、学生の入会希望者
 - ③本学（短期大学を含む）卒業生、関係者等、入会希望者
- 第 3 条 本会は学術研究における協力と会員相互の親睦をはかることをもって目的とする。
- 第 4 条 本会の目的を達成するために次の事業を行なう。
- ①機関誌の編集
 - ②総会、研究発表会の開催
 - ③その他必要な事業
- 第 5 条 本会に次の役員をおく。尚、選出については別に定める。
- | | |
|------|-----------------|
| 会 長 | 1 名 |
| 運営委員 | 若干名 |
| 編集委員 | 会報 教員、学生 若干名 |
| | 雑誌 教員、学生 若干名 |
| 会計監査 | 2 名 教員、学生 各 1 名 |
- 第 6 条 ①本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- ②会費は年額次のとおりとする。
- 教職員 2,000 円・学生会員 500 円・卒業生等 1,000 円
- ただし、卒業生については、会費 10,000 円を納めることによって、終身会員となることができる（会費は分納も可とする）。
- 第 7 条 本会の事務局は本学日本語・日本文学科研究室におく。
- 附 則
- 1、 本会は 2008 年 4 月 1 日に藤女子大学国語国文学会から藤女子大学日本語・日本文学会に名称を変更する。それにともない、2004 年 4 月 1 日に施行した藤女子大学国語国文学会規約を改正し、2008 年 4 月 1 日から藤女子大学日本語・日本文学会規約として施行する。
 - 2、 本会に終身会員を置くにともない、2008 年 4 月 1 日に施行した藤女子大学日本語・日本文学会規約を改正し、2017 年 4 月 1 日から施行する。